

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第4の4の(3)のイの規定に基づき理事長が別に定める負担金の納付期限について

令和4年4月8日付け4農畜機第236号

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の4の(3)のイの規定に基づき、令和4年4月末日に負担金の納付期限を迎える登録肉用牛(令和4年3月末日までに販売された登録肉用牛を除く。)に係る負担金の納付期限は、令和4年5月末日とする。